

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

一

○宮城県県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

一

○県税減免条例の一部を改正する条例

(同)

三

○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(同)

四

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市町村課)

四

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(廃棄物対策課)

五

○宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

(建築宅地課)

五

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「鼻疽」の下に、「高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条第三項中「三百円」の下に、「(同項第五号の作業のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係るものに従事した場合には、三百八十円(その作業が著しく危険であるとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合には、当該額にその

百分の百に相当する額を加算した額)」を加える。

第四十三条第一項第五号中「使用された暴力団」の下に、「(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第一条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

六 暴力団その他人事委員会規則で定めるもの(以下「暴力団等」という。)から危害が加えられるおそれがある者として人事委員会規則で定めるものに対して暴力団等から危害が加えられることを未然に防止するために行う業務のうち人事委員会規則で定めるもの

第四十三条第二項第三号中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第四十四条第二項中「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃その他人事委員会規則で定める皇族」に改める。

第四十六条第一項第六号中「第八項」を「第九項」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「刑事手当」及び「(第十五条第一項第五号の業務に係るものに限る。)」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 刑事手当が支給される職員には、立入検査等業務手当(第十五条第一項第五号の業務に係るものに限る。次項において同じ。)、術科指導手当及び銃器犯罪捜査従事手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項第一号イ(1)中「もの」の下に、「及び電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。)」を加え、同号ロ(1)並びに同条第三項第一号イ及び同項第二号イ中「もの」の下に、「及び電気自動車」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を「第一項各号に掲げる」に、「よつて第一項各号又は前項各号」を「よつて同項各号」に、「第一項各号又は前項各号に定める額(第三項)」を「同項各号に定める額(前項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第一号イ中「もの」の下に、「及び電気自動車」を加え、同項を同条第五項とする。

附則第十二条第一項中、「第六項の」を「第五項の」に改め、同項の表第一百五條第六項第一号の項中

第一百五條第六項第一号

を

第一百五條第五項第一号

に改め、同表第一百五條第六項第一号の項中

第一百五條第六項第一号

を

第一百五條第五項第一号

に改め、同条第二項中「第五項の」を「第四項

項」に改め、同項の表第一百五條第四項第一号の項及び第一百五條第四項第二号の項を削り、同表第一百五

條第六項第一号の項中

第一百五條第六項第一号

を

第一百五條第五項第一号

に改め、同表第一百五條第六項第一号の項中

第一百五條第六項第一号

を

第一百五條第五項第一号

に改め、同条第四項中「、第四項及び第六項」

を「及び第五項」に改め、同条第五項中「第六項の」を「第五項の」に改め、同項の表第一百五條第六

の「に、同条第五項」を「同条第四項」に、「第一項各号」を「同項各号」に、「同項」を「同項
の「に、」とする」を「の「とする」に改め、同条第三項中「、第四項及び第六項」を「及び第五

項第一号の項中

「 第五十六条第六項第一号

を

第五十六条第五項第一号

に改め、同表第五十六条第六項第一号の項中

第五十六条第六項第一号

を

第五十五条第五項第一号

に改め、同条第七項中「第五項の」を「第四項

の」に改める。

附則第十六条第一項第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「を取得した」を「の取得をした」に改める。

附則第十六項中「警戒区域設定指示（）」を削り、「事故」の下に「（以下「原子力発電所の事故」という。）」を加え、「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「をいう。」を「をいう。以下同じ。」に改め、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した」を「の対象区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が法附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた」に、「を取得した」を「の取得をした」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第十八項中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改める。

附則第十九項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた」に、「を取得した」を「の取得をした」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十一項中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の県税減免条例(以下「旧条例」という。)附則第十六項に規定する代替家屋の取得にして課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第十九項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 総務大臣が平成二十四年四月一日以後最初に指定して公示した改正後の県税減免条例(以下「新条例」という。)附則第十六項に規定する居住困難区域(以下「居住困難区域」という。)は、同項及び新条例附則第十九項の規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第十六項中、当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは、「同日」と、新条例附則第十九項中、「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは、「平成二十三年三月十一日において」とする。

5 新条例附則第十六項又は附則第十九項の規定により新たに不動産取得税を減免されることとなる者に係る新条例附則第二十七項において準用する新条例第九條第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後六十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して六十日以内とする。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。(経過措置)

2 新条例第二条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第三条の規

定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の項を次のように改める。

十五 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づ	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 多賀城市 岩沼市 登米市 大崎市 蔵王町 柴田町 河川法 第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は道路法 河川法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。	川町 谷町 大町 南三陸町
イ 法第七條の規定による承認(法第十條第三項、第十七條、第三十九條第二項、第五十一條の五及び第五十二條において準用する場合を含む。)	市 賀城市 岩沼市 登米市 大崎市 蔵王町 柴田町 河川法 第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は道路法 河川法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。	川町 谷町 大町 南三陸町
ロ 法第七十六條の規定による許可等(仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業に係るものを除く。)	市 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 多賀城市 岩沼市 登米市 大崎市 蔵王町 柴田町 河川法 第一項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は道路法 河川法その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。	川町 谷町 大町 南三陸町

第二条の表中十五の二の項を削り、十五の三の項を十五の二の項とし、同表二十二の三の項中、「アまで及びキからスまで」を「サまで及びユからンまで」に改め、スをトとし、キからセまでをユからスまでとし、同項中、「第八十三條第二項」を「第八十三條第一項及び第二項」に改め、同項中サをキとし、アをサとし、テの次に次のように加える。

ア 法第八十二條第一項の規定による報告の徴収(特定液化石油ガス設備士事業者に係るものを除く。)

第二条の表二十七の項水中「許可」の下に、「(施行者が県である場合を除く。)」を加え、同項中「許可等」の下に、「(施行者が県である場合を除く。)」を加え、同表三十三の項中、「(の)の下に」と及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成十七年建設省令第二号)以下この項において「省令」という。を、同項に次のように加える。

八 省令第四条の規定による揭示

第二条の表中三十三の二の項及び三十四の二の項を削り、同表三十四の三の項ヤ中「受理」の下に「(解散法人に係るものを除く。)」を加え、同項を同表三十四の二の項とし、同表中三十四の四の項を三十四の三の項とし、三十四の五の項から三十四の十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第十一号中「本籍」の下に、「(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等その他の規則で定める事項)」を加え、「ものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及び第八条に規定する添付書類(同条第四号に掲げるものを除く。)」を、「第八条第一項第一号の戸籍抄本及び同項第二号の住民票の抄本」に改める。

第八条第一項第二号中「日本の国籍を有する者が」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。